

障害者就労施設各位

岐阜県セルフ支援センター所長

出店販売施設募集について

時下、ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。日頃は本会の事業推進に格別のご尽力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、下記内容の販売イベントが開催されます。つきましては、出店販売施設を募集しますので、出店を希望される場合は期日までにFAXにてお申し込みください。

記

イベント名	岐阜福祉の森 in カラフルタウン岐阜 (主催：岐阜県セルフ支援センター)
販売規模	販売台16台程度
販売日時	令和元年11月28日(木)～令和元年12月3日(火) 10時00分から17時00分 ※最終日：10時00分から16時30分
販売場所	カラフルタウン岐阜 1階グルメタウンコート前
備考	<p>バーコードラベルと集中レジを用いた販売会です。 事業所からの販売員常駐は不要で、試食提供不可です。 (ただし、任意で各施設から販売促進のために職員の派遣することは可能で、この場合のみ、試食提供は可能です。) バーコードラベルは、センターで準備します。 売上金は、後日お渡しします。</p> <p>1施設あたりの販売スペースは販売台1台を基本としますが、申込のあった全施設が出店することを優先しますので、出店施設多数の場合、販売台1台より狭くなることを、あらかじめご承知おきください。</p> <p>【事業所の役割】 (事前) バーコードラベル貼付 (期間初日) 搬入・陳列 (期間中) 商品補充 (期間最終日) 撤去・搬出</p>
申込〆切	令和元年10月30日(水)

◎お申し込み方法

『2019年度イベント出店申請書』に必要事項をご記入のうえ、申込〆切日までにFAXしてください。

FAX番号 058-275-4888

【食品表示の欄】

今回は、加工食品の食品表示の欄を設けました。現在は、食品表示法（新法）への対応の移行期間ですので、新旧どちらの食品表示でも合法ですが、2020年4月1日からは、新法に基づく食品表示が必須となりますので、現在、店舗や食品関係者の間で意識が高まってきています。

つきましては、現在、今回、販売予定の加工食品の食品表示について、
旧法…食品衛生法、JAS法、健康増進法
新法…食品表示法

どちらで表示されているか、ご記入（○をつける）くださいますようお願いいたします。
食品表示法については、消費者庁のホームページをご覧ください。

https://www.caa.go.jp/policies/policy/food_labeling/food_labeling_act/

◎販売方法と利用料徴収について

また当センターより斡旋を受け、販売を実施した際、当センター設置規則にもとづき、販売利用料として売上金額の5%を後日請求させていただきます。

◎出店確定の連絡について

出店の可否については応募施設すべてにFAXで連絡をさせていただきます。ご不明な場合は事務局担当者までお問い合わせください。

岐阜県セルフ支援センター事務局（担当：森）

TEL 058-273-1111/ FAX 058-275-4888

（内線：2526）

2019 年度イベント出店申込書

イベント名	岐阜福祉の森 in カラフルタウン岐阜				
販売日	令和元年11月28日(木)～12月3日(火)				
施設名	【施設名】 【住所】				
連絡先	TEL () FAX ()				
担当者					
販売内容		商品名	単価 (税込)	個数	加工食品の 食品表示
	1		@		新法・旧法
	2		@		新法・旧法
	3		@		新法・旧法
	4		@		新法・旧法
	5		@		新法・旧法
	6		@		新法・旧法
	7		@		新法・旧法
	8		@		新法・旧法
	9		@		新法・旧法
	10		@		新法・旧法
	11		@		新法・旧法
	12		@		新法・旧法
特記事項	ご要望等ございましたら、ご記入ください。				

岐阜県セルプ支援センター行き

FAX058-275-4888